

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（以下「協会」という。）が、発注する桜ふれあいの郷建替整備新築居室ベッドの整備に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に参加を希望する者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 桜ふれあいの郷建替整備新築居室ベッドの整備事業
- (2) 履行期限 令和3年2月末日まで
※ 詳しい納入日時に関しては、担当者と別途打ち合わせの上、確定させることとする。
- (3) 履行場所 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 桜ふれあいの郷（新築建屋）
栃木県さくら市鍛冶ヶ澤 157-6（新築建屋：鍛冶ヶ澤 269-1）
※ 詳しい設置場所等については、担当者の指示に従うこと。

2 入札参加資格

本事業の競争入札に参加できる者は、入札参加資格確認申請の受付期限日において次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、栃木県競争入札参加資格者指定停止等措置要領（平成22年3月12日制定）に基づく指定停止期間でない者であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 栃木県の競争入札参加資格者（J1 家具、日用品類—家具、インテリア、F1 医療・薬品類—医療用機器、F2 医療・薬品類—介護用機器及びC1 電気製品のうちいずれか）の認定を受けている者であること。
- (7) 栃木県内に本店又は支店、営業所等があること。
- (8) 過去5年間に医療・福祉施設におけるベッドの納入実績があること。

3 入札参加資格確認申請に関する事項

- (1) 提出する書類等（以下「申請書等」という。）は、入札公告に示す入札参加資格確認申請書の提出期間に入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。
- (2) 申請書等の作成説明会は行わない。
- (3) 申請書等の記載内容ヒアリングは行わない。

- (4) 入札参加資格の確認の結果は、入札公告に示す競争参加資格確認通知日までに書面により通知する。
- (5) 申請の受付期間に申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本事業の競争入札に参加することはできない。

4 入札の日程等

- (1) 日時
令和2年9月14日（月）午前10時00分から
- (2) 場所
宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森1階総合管理会議室
- (3) 開札
入札終了後即開札とする。

5 入札手続き等

- (1) 入札書の記入方法等
入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。なお、落札決定額は、入札書（見積書）記載金額に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額とする。
- (2) 提出書類
入札参加資格確認通知書の写し
- (3) 代理人
入札は、代理人をして行わせることができる。この場合は、当該代理人は、入札前に「委任状」を提出すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者が参加したとき
 - イ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき
 - ウ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき
 - エ 入札書の記載事項が不明瞭で判読しないとき
 - オ その他入札に関する条件に違反したとき
- (5) 3の(4)の通知により入札参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。
- (6) 入札執行回数
入札回数は、2回までとする。
- (7) 落札者の決定
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
落札者に対し、「落札通知書」を交付することとする。
- (8) 再度入札
 - ア 入札を2回行っても落札者がいない場合は不調とする。ただし、最低入札価格と予定価格との差が僅差の場合は、最低入札者との随意契約に移行する場合がある。
 - イ その際は、見積書の提出を求める。（見積回数は、最大3回とする。）
- (9) くじによる落札者の決定

ア 落札となるべき同価格入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじの方法は、最初に「落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじ」を引いた後、その結果により「落札者を決定するくじ」を引いて落札者を決定する。

(10) その他

ア 落札者は、積算内訳書の提出を要する。

イ 契約は、調達物品の総額費用で支払う方式とする。